

令和元年由仁町議会第6回臨時会 第1号

令和元年11月29日(金)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
 - 2、例月出納検査報告
- 4 議案第 1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について平成30年度由仁町一般会計補正予算について
- 5 議案第 2号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第 3号 令和元年度由仁町一般会計補正予算について
- 7 議案第 4号 令和元年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 8 議案第 5号 令和元年度由仁町水道事業会計補正予算について
- 9 議案第 6号 令和元年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について
- 10 議案第 7号 令和元年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について
- 11 議員報酬の見直し(特例)に関する審査特別委員会報告第1号

○出席議員(10名)

議長	10番	熊 林 和 男 君	副議長	9番	後 藤 篤 人 君
	1番	大 畠 敏 弘 君		2番	加 藤 重 夫 君
	3番	早 坂 寿 博 君		4番	羽 賀 直 文 君
	5番	浮 田 孝 雄 君		6番	平 中 利 昌 君
	7番	大 竹 登 君		8番	佐 藤 英 司 君

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	吉	田	弘	幸
總	務	課	野	島		健
建	設	水	岩	花		司
町	立	診	安	達		智
町	立	診	今	澤	輝	隆
		療				君
		所				君
		事				君
		務				君
		長				君
		官				君

○出席事務局職員

局		長	河	合	高	弘	君
主		査	山	口	明	久	君
主		事	清	水	香	葉	子
							君

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、令和元年由仁町議会第6回臨時会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番 羽賀君、5番 浮田君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（熊林和男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から令和元年度8月分、9月分及び10月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第4、議案第1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、期末手当の支給率を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（野島 健君） 議案第1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

さきの第200回国会で国家公務員に対する人事院勧告が可決されたことを受け、当町におきましてもこれに準じて改正を行おうとするものであります。このたびの人事院勧告では、民間のボーナス支給状況を踏まえた上で国家公務員の期末、勤勉手当の引き上げが勧告され、年間の支給率を4.45カ月から4.5カ月へと0.05カ月引き上げることになりました。これに合わせ、勤勉手当が支給されない議会議員は期末手当の支給率を年間4.5カ月に改正しようとするものであり、本年度につきましては12月期の期末手当において0.05カ月加算し、支給率を2.275カ月とするものであります。人事院勧告は、年間で0.05カ月、率にして100分の5を引き上げる内容となっておりますので、本年度は12月の期末手当で100分の5を引き上げますが、令和2年度以降は6月の期末手当と12月の期末手当の支給率を均等にする内容となっております。

それでは、議案第1号資料、条例案新旧対照表をごらんください。右欄が現行の条例、左欄が改正案となっております。第1条関係は令和元年12月の期末手当であります。第4条の2第2項の下線部分、右欄の100分の222.5に100分の5を加えた100分の227.5が改正後の支給率となります。

その下、第2条関係は令和2年度以降に係る改正となっており、年間100分の450を6月と12月で均等に支給しますので、第1条関係で改正しました支給率を改め、それぞれ100分の225を支給率としようとするものであります。

附則であります。施行日に関する規定で、令和元年度の支給に係る第1条は、公布の日から、来年度以降の支給に係る第2条は令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長(熊林和男君) 日程第5、議案第2号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第2号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第1号と同様の理由により、町長、副町長及び教育長の期末手当並びに職員の給料及び勤勉手当等を改めるため、条例の一部を改正しようとするものがあります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 総務課長

○総務課長(野島 健君) 議案第2号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

先ほどの議案第1号と同様に町長、副町長並びに教育長の期末手当につきましては、年間支給率を4.45カ月から4.5カ月に0.05カ月引き上げる改正であります。改正内容につきましても議会議員と同様で、本年度は12月期末手当の支給率を上げ、来年度以降は6月と12月の支給率を同率とするものであります。

一般職における手当支給額の引き上げは、0.05カ月を勤勉手当で引き上げるものであります。期末手当ではなく勤勉手当を引き上げる理由といたしましては、民間の支給状況を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進することが目的であります。

続いて、月例給の引き上げであります。本年における民間給与との格差0.09%を

解消するため、行政職給料表において金額にして500円から2,000円の引き上げを初任給及び若年層に対して行うものであります。また、住居手当の改正であります。国における公務員宿舍使用料の上昇を考慮して、手当の支給対象となる家賃の下限額を1万2,000円から1万6,000円に引き上げ、さらに住居手当の算定に用いられます月額家賃から控除する額を4,000円引き下げるものであります。これによりまして、月額で5万9,000円未満の家賃を支払っている職員につきましては、住居手当が月額で最大4,000円の減額となるものでございます。

それでは、議案第2号資料、条例案新旧対照表をごらんください。右欄が現行の条例、左案が改正案となっております。第1条関係及び第2条関係は町長及び副町長に関する改正、第3条関係及び次のページの第4条関係が教育長に関する改正となっております。

2ページをお開きください。第5条関係以降は、職員に関する改正で給料表の改定、勤勉手当支給率の引き上げ、住居手当の改定であります。第17条の5は、令和元年12月期の勤勉手当の改正であります。

3ページをお開きください。第2項第1号の下線部分、右欄の100分の92.5に100分の5を加えた100分の97.5が改正後の12月勤勉手当の支給率となっております。本年度の勤勉手当は議員、町長、副町長、教育長と同様に12月期の支給手当において0.05カ月分の引き上げを行うものであります。給料表は3ページからが行政職給料表、8ページからが医療職給料表となっております。

19ページをお開きください。第6条関係であります。第15条の4は令和2年度以降における住居手当の改正であります。第1項第1号は、住居手当の支給対象となる家賃の下限額を改正するもので、支給対象の月額家賃を1万2,000円から1万6,000円に4,000円引き上げるものであります。第2項は、住居手当の支給額の改正と文言の整理を行うものでございます。

第1号イは、月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員に係る改正で、住居手当の算定に用いる月額家賃を2万3,000円から2万7,000円に、家賃から控除する額を1万2,000円から1万6,000円に引き上げるものです。

第1号ロは、月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員に係る改正で、住居手当の算定に用いる月額家賃と家賃から控除する額を2万3,000円から2万7,000円に括弧書きのその控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは1万6,000円を1万7,000円にそれぞれ引き上げるものでございます。

20ページをお開きください。これによりまして、住居手当の月額支給上限は1万1,000円に1万6,000円を加算した2万7,000円から1万1,000円に1万7,000円を加算した2万8,000円に1,000円引き上げられるものでございます。

第17条の5、第2項の改正は令和2年度以降における勤勉手当の支給率の改正であります。6月期と12月期の支給率を同率にする改正であり、第5条関係において第17条の5、第2項で改正しました支給率を改め、それぞれ100分の95を支給率と使用するものであります。

附則であります。第1項は、条例の施行日で、令和元年度に関する改正は公布の日か

ら、令和2年度以降の支給に係る改正は令和2年4月1日からの施行とするものであります。

第2項は、一般職の適用日に関する規定で、給料表の改正適用日を平成31年4月1日からとするものであります。

第3項は、一般職に関する内払いの規定であります。既に支払われている給料を改正後の条例に基づく支給の内払いとするものであります。

21ページをお開きください。第4項は、住居手当の経過措置に関する規定で、改正前に住居手当が2,000円以上支給されていた職員が施行日以降改正によって住居手当の支給額が2,000円以上減額になる職員については令和3年3月1日までの1年間に限り改正前の住居手当から2,000円を控除した額を住居手当として支給するものであります。

第5項は、前項の住居手当の支給に関し、必要な事項は規則で定めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

○議長（熊林和男君） 日程第6、議案第3号 令和元年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第3号 令和元年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、議会議員及び町長、副町長、教育長の期末手当並びに職員の給与改定に伴う経費の計上であります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 令和元年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号

○議長（熊林和男君） 日程第7、議案第4号 令和元年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第4号 令和元年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、職員の給与改定に伴う経費の計上であります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 令和元年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第5号

○議長（熊林和男君） 日程第8、議案第5号 令和元年度由仁町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第5号 令和元年度由仁町水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、職員の給与改定に伴う経費の計上であります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 令和元年度由仁町水道事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号

○議長（熊林和男君） 日程第9、議案第6号 令和元年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第6号 令和元年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、職員の給与改定に伴う経費の計上であります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 診療所事務長

○町立診療所事務長（安達 智君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 令和元年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第7号

○議長（熊林和男君） 日程第10、議案第7号 令和元年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第7号 令和元年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、職員の給与改定に伴う経費の計上であります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 診療所事務長

○町立診療所事務長（安達 智君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 令和元年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議員報酬の見直し（特例）に関する審査特別委員会報告

○議長（熊林和男君） 日程第11、議員報酬の見直し（特例）に関する審査特別委員会報告第1号 議員報酬の見直し（特例）に関する審査特別委員会の委員長報告を求めます。
委員長

○9番（後藤篤人君） 議員報酬の見直し（特例）に関する審査特別委員会報告。

本特別委員会は、令和元年9月9日開会の第3回定例会において設置され、議員報酬の見直しについて審査することといたしました。その審査が終了をいたしましたので、報告いたします。

委員会は議長を除く9名で構成し、10月8日に開催いたしました。議員報酬の見直しについて委員会として採決を行ったところ、令和2年1月1日から令和5年4月30日までの間議員報酬の月額を10%削減することに決定いたしました。なお、由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案につきましては、第4回定例会に会議案として提出する予定であります。

○議長（熊林和男君） 以上で議員報酬の見直し（特例）に関する審査特別委員会委員長報告を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（熊林和男君） これで本日の日程は全部終了いたしました。
令和元年由仁町議会第6回臨時会を閉会いたします。

◎閉会 午前10時05分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長 熊 林 和 男

4 番議員 羽 賀 直 文

5 番議員 浮 田 孝 雄